

オーストリアの 2015 年イスラム法 —国家によるイスラム系宗教団体の管理強化—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 宗教団体の認可のための法的枠組み

- 1 宗教に関する憲法上の規定
- 2 1874 年認可法、1988 年信仰告白共同体法及び個別の特別法

II 1912 年法

- 1 制定経緯
- 2 概要
- 3 その後の経緯

III 2015 年法

- 1 制定経緯
- 2 概要

おわりに

翻訳：イスラム系宗教団体の対外的な法律関係を定める連邦法（2015 年イスラム法）

はじめに

欧州諸国は、移民の増加につれイスラム教徒が増加し、これらの人々をどのようにキリスト教的価値観を有する民主的法治国家に融合させるかという課題に直面している。オーストリア⁽¹⁾は、宗教法制によりこの課題の克服を試みている。

オーストリアは、帝国としての長い歴史と⁽²⁾、他民族と共存した長年の経験を有し⁽³⁾、独特な宗教法制を発達させてきた。すなわち、伝統的にカトリック信仰が根強い⁽⁴⁾オーストリアにおいて、プロテスタント等を容認する法令が啓蒙主義の時代から制定されていたの

(1) 現在のオーストリアは、9つの州から成る連邦共和制の国家で、2014年の人口は、約854万人である。„Bevölkerung.“ オーストリア統計局ウェブサイト〈http://www.statistik.at/web_de/statistiken/menschen_und_gesellschaft/bevoelkerung/index.html〉を参照。以下、インターネット情報は、2015年8月31日現在のものである。

(2) オーストリアは、神聖ローマ帝国（962～1804（又は1806））におけるハプスブルク家の長年の帝位独占、オーストリア帝国（1804～1867）及びオーストリア＝ハンガリー二重帝国（1867～1918）の歴史を有する。次の文献では、「帝国」とは、「単一の主権力の管理ないし支配下にある一群の諸民族、諸国家、諸人民から成る広大な領土」であるという概念が使われている。矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究—中欧多民族国家の解体過程—』岩波書店、1977, pp.2-20を参照。

(3) 19世紀前半のオーストリア帝国には、ドイツ人、マジャール人、スロヴェニア人、クロアチア人、セルビア人、イタリア人、チェコ人、スロヴァキア人、ルテニア人（ウクライナ人）、ポーランド人、ルーマニア人の11の民族が居住していた。同上, p.48。

(4) 現在のオーストリア地域の住民に占めるカトリック教徒の割合は、1900年に91.6%、2001年に73.6%であった。Institut für Demographie, Österreichische Akademie der Wissenschaften, *Neue Projektionen der Bevölkerung in Österreich nach dem Religionsbekenntnis*, S. 1f. 〈http://www.oecaw.ac.at/vid/download/Religionen_dt.pdf〉 2001年の国勢調査までは帰属宗教を問う項目があったが、その後の国勢調査においては当該項目がないため、正確な数字は不明とされている。

である⁽⁵⁾。現在のオーストリアは、一定の要件を満たすキリスト教諸宗派 (Kirche) やキリスト教以外の宗教団体 (Religionsgesellschaft) を認可 (Anerkennung) しており、認可された宗派や宗教団体は自主管理を保障される一方、公法上の団体として国家と協力している⁽⁶⁾。

イスラム系宗教団体を認可し、その権利義務を定める法律がオーストリアのイスラム法 (Islamgesetz) である。オーストリアのイスラム法は1912年に制定されたが(以下「1912年法」⁽⁷⁾という。)、第2次世界大戦後、イスラム教徒の数は1971年に22,000人、1991年に159,000人、2001年に339,000人、2014年に600,000人と次第に増大し⁽⁸⁾、1912年法の改正の必要性が指摘されていた。このような背景から、国家によるイスラム系宗教団体の管理を強化するために、1912年法に代わる2015年イスラム法(以下「2015年法」⁽⁹⁾という。)が新たに制定された。

以下、第I章で宗教団体の認可のための法的枠組みについて、第II章で1912年法について、第III章で2015年法について、その概要を紹介する。併せて、2015年法を訳出する。

I 宗教団体の認可のための法的枠組み

1 宗教に関する憲法上の規定

政教分離の類型は、一般的に、①国教制度を残し、他の宗教に対する寛容を法律で定めるもの(イギリス等)、②厳格な政教分離の体制をとるもの(アメリカ、フランス、日本等)、③国教は認めないが、国家と宗教団体との一定の協調関係を存置するもの(ドイツ、イタリア等)と分類されている⁽¹⁰⁾。オーストリアは、③の類型に分類される。

オーストリアの憲法規範の1つである「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」⁽¹¹⁾(以下「国家基本法」という。)においては、人権規定の1つとして信教及び宗教活動の自由が定められている。個人の信教及び良心の自由は、第14条において定められている。第15条は、認可された宗派及び宗教団体に対し、公共の場で宗教活動を行う権利及び内部事項を自主的に定める権利を与え、一方、国法に従わなければならない義務を課している⁽¹²⁾。

(5) 啓蒙君主ヨーゼフ2世(在位1765～90)は、1781年10月の寛容令により、非カトリックのプロテスタントとギリシャ正教会に信仰の自由を認め、政治的・社会的な差別を撤廃することを命じた。また、1782年にはユダヤ教徒に対する寛容令が公布された。丹後杏一『オーストリア近代国家形成史—マリア・テレジア、ヨーゼフ二世とヨーゼフ主義—』山川出版社、1986、pp.71, 222-254を参照。

(6) 協力の具体的形態としては、例えば、公立の学校における宗教授業、刑事施設や公立の病院等における宗教的なケアがある。Richard Potz, „Das Islamgesetz 1912 – eine österreichische Besonderheit,“ *SIAK-Journal: Zeitschrift für Polizeiwissenschaft und politische Praxis*, 2013(1), S. 52. (http://www.bmi.gv.at/cms/BMI_SIAK/4/2/1/2013/ausgabe_1/files/Potz_1_2013.pdf)

(7) Gesetz betreffend die Anerkennung der Anhänger des Islam als Religionsgesellschaft (RGBl. Nr. 159/1912).

(8) 1971年から2001年の数字は、国勢調査による。Werner T. Bauer, *Der Islam in Österreich: Ein Überblick*, Österreichische Gesellschaft für Politikberatung und Politikentwicklung, 2015, S. 28. (http://www.politikberatung.or.at/uploads/media/Der_Islam_in_OEsterreich.pdf) 2014年については、„Kritik an „Generalverdacht“ im Islamgesetz,“ *Neue Zürcher Zeitung*, 27. Februar 2015, S. 4を参照した推計値である。2014年には全住民の7%がイスラム教徒であった。

(9) Bundesgesetz über die äußeren Rechtsverhältnisse islamischer Religionsgesellschaften – Islamgesetz 2015 (BGBl. I Nr. 39/2015).

(10) 佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂、2011、p.232を参照。

(11) Staatsgrundgesetz vom 21. Dezember 1867, über die allgemeinen Rechte der Staatsbürger für die im Reichsrat vertretenen Königreiche und Länder (RGBl. Nr. 142/1867). 同法の翻訳は、国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集(3)オーストリア憲法』(調査資料2011-1-c基本情報シリーズ9)2012, pp.116-119. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487776_po_201101c.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)を参照。連邦憲法第149条は、国家基本法が憲法法律の効力を有することを定めている。

(12) 国家基本法第15条は、諸宗派や宗教団体を平等に取り扱うことを国家に要請するものでもある。Bundespressdienst, *Religionen in Österreich*, Wien, 2007, S. 6. (<http://www.austria.gv.at/DocView.axd?CobId=24314>)

2 1874年認可法、1988年信仰告白共同体法及び個別の特別法

国家基本法第15条の実施法として、1874年の認可法⁽¹³⁾と1988年の信仰告白共同体法⁽¹⁴⁾がある。宗教団体には、認可法に基づく①認可された宗派及び宗教団体、信仰告白共同体法に基づく②宗教的な信仰告白共同体 (religiöse Bekenntnisgemeinschaft) 及び③これらに該当しない宗教的な団体 (religiöse Vereine) がある。

認可された宗派及び宗教団体は、巻末表に掲げるとおりである。認可法が定める認可の要件は、①教義、礼拝及び規則 (Verfassung) 並びに役員任命が法律に違反しないこと、②1以上の教区 (Kultusgemeinde) の設置及び存続基盤が保障されていることである (認可法第1条)。個別の宗派又は宗教団体がこれらの要件を満たすと、認可法に基づく命令 (Verordnung) 又はプロテスタント法⁽¹⁵⁾、ユダヤ法⁽¹⁶⁾若しくはイスラム法のような特別法 (巻末表において太字で示す法律) に基づいて認可され、公法上の団体となる。特別法においては、当該宗派又は宗教団体に固有の権利義務も定められる。

宗教的な信仰告白共同体は、特定の宗教の信徒の結合体であり、未だ認可されていないものであるが、信仰告白共同体法に基づき法人格を取得し、宗教的な信仰告白共同体として国家に登録されたものである。法人格取得の要件は、オーストリアに300人以上の会員を有すること (信仰告白共同体法第3条第3項)、教義が民主主義社会における公の安全及び秩序に反しないこと (同第5条第1項) 等である。宗教的な信仰告白共同体は、オーストリアにおいて20年以上存続していること、オーストリアの人口の2%以上の会員を有すること等の要件をさらに満たすと認可され (同第11条)、認可された宗派又は宗教団体となる。

II 1912年法

1 制定経緯

神聖ローマ帝国時代のハプスブルク朝は、オスマン軍によるウィーン包囲 (1683) の撃退後、度重なるオスマン帝国⁽¹⁷⁾との戦争に勝利してその領土を拡大し⁽¹⁸⁾、オスマン帝国との間で人的、経済的及び文化的な相互交流が行われるようになった⁽¹⁹⁾。イスラム教徒はハプスブルク朝の領土内に定住し、交易権や工場を創設する権利を得て、事実上の信教の自由を享受していた。

その後、オーストリア＝ハンガリー二重帝国 (以下「二重帝国」という。) (1867～1918)⁽²⁰⁾において制定された国家基本法第14条により、信教の自由が法律上も保障され

(13) Gesetz vom 20. Mai 1874, betreffend die gesetzliche Anerkennung von Religionsgesellschaften (RGBl. Nr. 68/1874).

(14) Bundesgesetz über die Rechtspersönlichkeit von religiösen Bekenntnisgemeinschaften (BGBl. Nr. 19/1998). 2015年7月現在、法人格を取得している宗教的な信仰告白共同体は8つある。

(15) Bundesgesetz vom 6. Juli 1961 über äußere Rechtsverhältnisse der Evangelischen Kirche (BGBl. Nr. 182/1961).

(16) Gesetz vom 21. März 1890, betreffend die Regelung der äußeren Rechtsverhältnisse der israelitischen Religionsgesellschaft (RGBl. Nr. 57/1890 i.d.F. BGBl. I Nr. 48/2012).

(17) オスマン帝国 (1299～1922) は、イスラム・トルコ系の王朝。16世紀以降はイスラム世界におけるスンナ派の世界帝国で、他民族・他宗教の人びとを宗教を軸に統合し、イスラム教徒優位下の共存を実現していた。大塚和夫 [ほか] 編『岩波イスラーム辞典』岩波書店, 2002, pp.228-229.

(18) 特に、1699年のカルロヴィッツの講和では、オスマン帝国は、ハンガリー等をハプスブルク帝国に割譲した。『ブリタニカ国際大百科事典3改訂版』ティビーエス・ブリタニカ, 1988, p.373.

(19) Johann Bair, *Das Islamgesetz: An den Schnittstellen zwischen österreichischer Rechtsgeschichte und österreichischem Staatsrecht*, Wien: Springer, 2002, S. 2ff.

(20) 二重帝国においてはハンガリーの独立性が基本的に承認されており、二重帝国は、オーストリア帝国とハンガリー王国という2つの多民族国家の結合体であった。両国はそれぞれの議会と内閣をもち、外交問題、軍隊の統帥権、共同の財産問題以外は、それぞれ独自に審議し決定した。増谷英樹・古田善文『図説オーストリアの歴史』河出書房新社, 2011, pp.45-50を参照。

ることになった⁽²¹⁾。二重帝国は、1878年にボスニア・ヘルツェゴヴィナの統治権を獲得し、1908年に同地方を併合した⁽²²⁾。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの住民の宗教構成は、正教徒が約43%、イスラム教徒が約39%、カトリック教徒が約18%であり⁽²³⁾、二重国内に初めて、住民集団としてのイスラム教徒を抱えることとなった。このイスラム教徒(約60万人)は、オスマン帝国の支配下で改宗したイスラム教徒であった⁽²⁴⁾。

そのため、宗教団体を認可して公共の任務に制度的に組み込むという方法をボスニア・ヘルツェゴヴィナのイスラム教徒にも導入することが検討された⁽²⁵⁾。二重帝国とオスマン帝国との関係は長年良好であったこと、二重帝国に在住するイスラム教徒は信教の自由を享受してきたこと等が考慮され、1912年法が制定された⁽²⁶⁾。

2 概要

1912年法の正式名称は、「宗教団体としてのハナフィー派⁽²⁷⁾イスラム教徒の認可に関する法律」という。ボスニア・ヘルツェゴヴィナのイスラム教徒のほとんどは、スンナ派⁽²⁸⁾の法学派の中でもオスマン帝国で公式学派とされていたハナフィー学派(以下「ハナフィー派という。」)の信徒であったため⁽²⁹⁾、1912年法は、イスラム教の全ての宗派を対象としたものではなく、ハナフィー派の信徒を対象を限定して認可するものであった。

1912年法は第1章(第1条～第8条)と第2章から成り、具体的な規定を置く第1章の各規定の概要は次ページの表のとおりである。

第1条第1項によれば、教区が設置され次第、別途の命令によって、イスラム教徒の対外的な法律関係が定められることになっていた。「対外的な法律関係」とは、個人の内面の信教の自由とは別に、宗教団体がその信仰に基づいて公共の場で宗教活動を行う際の権利義務をいう⁽³⁰⁾。法制化に際して、キリスト教の制度である「教区」による管理が前提とされたのは、国家との連絡担当者が必要であったためである。しかし、元来のイスラム教においては、キリスト教における神と信徒とを仲介する聖職者のような者が存在せず、キリスト教における教会のようなヒエラルキー的な組織構造がないため、イスラム教の教区が設置されることが想定されていなかった⁽³¹⁾。実際に、その後も暫く教区は設置されなかった。

(21) Martina Schmied, „Islam in Österreich,“ Walter Feichtinger und Sibylle Wentker (Hrsg.), *Islam, Islamismus und islamischer Extremismus: eine Einführung*, Wien: Landesverteidigungsakademie, 2005, S. 189. (http://www.bundesheer.at/pdf_pool/publikationen/12_ii_e_islam_aut.pdf)

(22) 二重帝国は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナをオーストリア帝国にもハンガリー王国にも含めず、独自の州として扱った。詳細は、米岡大輔「オーストリア＝ハンガリー二重帝国によるボスニア領有とイスラーム教徒移住問題」『史学雑誌』123(7), 2014.7, pp.1-37を参照。

(23) 1879年の国勢調査の結果である。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの国勢調査では、帰属民族ではなく帰属宗教が問われた。柴宜弘「オーストリア＝ハンガリー二重王国のボスニア統治と「青年ボスニア」運動」『史観』110号, 1984.3, p.77の注15を参照。

(24) ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、1463年からオスマン帝国の属州となっていた。

(25) Richard Potz, *op.cit.*(6), S. 47.

(26) Johann Bair, *op.cit.*(19), S. 20.

(27) ハナフィー派は、スンナ派の四大法学派の1つ。オスマン帝国の公式学派であった。大塚ほか編前掲注(17), p.310。オスマン帝国の主流であったハナフィー派は、現在のトルコにおいても主流を占める。鈴木慶孝「現代トルコの世俗主義と国家的アイデンティティに関する一考察—宗務庁組織の機能的役割の検討から—」『慶應義塾大学大学院社会学研究紀要:社会学・心理学・教育学:人間と社会の探究』77号, 2014.5, p.83.

(28) 「スンニ派」と表記されることもあるが、本稿では「スンナ派」とした。

(29) Richard Potz, *op.cit.*(6), S. 48.

(30) Martina Gastl, „Der Religionsunterricht: Religionsfreiheit und staatlicher Schulhoheit,“ Universität Wien, 2013, S. 6f. (http://othes.univie.ac.at/27053/1/2013-02-14_0301874.pdf)

(31) Richard Potz, *op.cit.*(6), S. 48.

表 1912年法第1章の各規定の概要

規定	概要
第1条第1項	イスラム教徒の対外的な法律関係は、1以上の教区の設置及び存続基盤が保障され次第、命令により定める。
第1条第3項	教区の設置前でも、宗教目的の基金を設置することができる。
第2条	宗教大臣の許可がある場合には、宗教奉仕者（注1）としてボスニア・ヘルツェゴヴィナの宗教上の指導者をも任命することができる。
第3条	政府は、礼拝の主催者が命令に違反していることを認めた場合には、礼拝を禁ずることができる。
第4条	有罪が確定した宗教奉仕者、道徳に反した宗教奉仕者、公の怒りを買った宗教奉仕者又はその態度が公の秩序を危うくするおそれがある宗教奉仕者は、解任しなければならない。
第5条	国の官庁は、ハナフィー派信徒の宗教団体がその管轄範囲を超えずに法律や命令等の規定に従っていることを監督しなければならない。
第6条	ハナフィー派信徒の宗教団体は、その宗教活動及び聖職者に関して、法律に基づき認可された他の宗教団体と同様の法的保護を享有する。
第7条	イスラム教信徒の婚姻には、1870年4月9日の法律（RGBl. Nr.51）（注2）の規定を適用する。
第8条	出生登録、婚姻登録及び死亡登録にイスラム教の宗教奉仕者をいかに関与させるかを、命令により定めることができる。

注1) イマーム（導師）等をいう。

注2) Gesetz vom 9. April 1870, über die Ehen von Personen, welche keiner gesetzlich anerkannten Kirche oder Religionsgesellschaft angehören, und über die Führung der Geburts-, Ehe- und Sterberegister für dieselben (RGBl. Nr.51). 法律上認可された宗派又は宗教団体に所属しない者の婚姻並びに出生登録、婚姻登録及び死亡登録に関する法律。それまでは、オーストリア帝国には民事上の婚姻及び戸籍がなかったために制定された法律である。1912年法第7条により、イスラム教信徒には民事上の婚姻が義務付けられた。シャリア（イスラム法）で容認されている重婚を認めない規定である。Johann Bair, *Das Islamgesetz: An den Schnittstellen zwischen österreichischer Rechtsgeschichte und österreichischem Staatsrecht*, Wien: Springer, 2002, S. 30f.

出典：筆者作成。

3 その後の経緯

1918年、二重帝国は第1次世界大戦に敗れて崩壊し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを失い、同地のイスラム教徒も国民ではなくなった。1912年法はこの時期に当初の意味を失ったが、その後も効力を有し続けた⁽³²⁾。

第2次世界大戦後、労働移民や難民として、トルコや旧ユーゴスラビアから多くのイスラム教徒がオーストリアに入り、1964年にその数は8,000人となった⁽³³⁾。これらのイスラム教徒は力を結集し、1912年法に基づいて認可されるよう、教区設置のために尽力した。1962年に「ムスリム社会奉仕協会（Moslemischer Sozialdienst）」が結成され、この協会は、1971年にイスラム教の教区設置の申請を行った。8年に及ぶ官庁との交渉の末、1979年に、イスラム教最初の教区（ウィーン）（Wiener Islamische Religionsgemeinde）の設置が許可され、「オーストリアイスラム信仰共同体（Islamische Glaubensgemeinschaft in Österreich）」（以下「IGGiÖ」という。）の規則が国家の認証を受けた。ムスリム社会奉仕協会は、IGGiÖに吸収された。⁽³⁴⁾

(32) イスラム法適用の経緯の詳細は、Johann Bair, *op.cit.*(19), S. 41ffを参照。

(33) Martina Schmied, *op.cit.*(21), S. 193.

(34) „Entstehung.“ IGGiÖ ウェブサイト 〈<http://www.derislam.at/?c=content&cssid=Entstehung&navid=110&par=10>〉を参照。

IGGiÖ は、イスラム系宗教団体として公法上の団体の地位を得たため⁽³⁵⁾、民主的法治国家の原則を受け入れることになり、国家と協調するようになった。このときの IGGiÖ の規則においては、オーストリアに滞在するハナフィー派信徒並びに他のスンナ派法学派（シャーフイー派、マーリク派、ハンバル派）及び他のイスラム教諸派（12 イマーム派、ザイド派、イバード派）の信徒がその会員であるとされていた。⁽³⁶⁾

さらに、憲法裁判所は、1987 年の判決において、1912 年法がその適用をハナフィー派に限定していることを違憲と判示したため（VfGH 10.12.1987, G 146, 147/87）⁽³⁷⁾、1912 年法中の「ハナフィー派」の文言は削除された⁽³⁸⁾。IGGiÖ は規則を改正して、「イスラム教の全ての信徒」をその会員としたが⁽³⁹⁾、アレヴィー派信徒についてはイスラム教に属するとみなさなかった⁽⁴⁰⁾。そのため、憲法裁判所は、2010 年に「オーストリアイスラムアレヴィー派信仰共同体（Islamische Alevitische Glaubensgemeinschaft in Österreich）」（以下「IAGÖ」という。）の訴えを受け、IGGiÖ 以外にもイスラム教と解することのできる宗教団体に公法上の地位を与えることを許容した（VfGH 01.12.2010, B 1214/09）。⁽⁴¹⁾

これを受け、IAGÖ は、2010 年 12 月 16 日、宗教的な信仰告白共同体として国家に登録された⁽⁴²⁾。IAGÖ は、さらに、2013 年 5 月 22 日の連邦授業芸術文化大臣の命令により宗教団体として認可された⁽⁴³⁾。

III 2015 年法

1 制定経緯

現在オーストリアに在住するイスラム教徒には、二重帝国の時代と異なり、出身国を異にする様々な宗派の者がいる。全住民に占めるイスラム教徒の割合は 2009 年に 6.2%（約

(35) 1979 年の認可は、1979 年 5 月 2 日の連邦授業芸術省の通知（Zl. 9076/7-9 c/79）に拠っていた。その後、1987 年の憲法裁判所の判決（VfGH 29.02.1988, V 11/87-23）により、認可には命令が必要とされ、1988 年に連邦授業芸術スポーツ省の命令が出された。Verordnung des Bundesministers für Unterricht, Kunst und Sport vom 2. August 1988 betreffend die Islamische Glaubensgemeinschaft in Österreich (BGBl. Nr. 466/1988)。この命令は、第 1 条で認可された宗教団体の名称について、第 2 条で IGGiÖ の規則に定めるべき事項（加入資格、教区、組織、加入者の権利義務、宗教授業、資金調達、規則変更手続）を定めていた。すなわち、宗教団体の対外的な法律関係は、その規則を通じて定められる仕組みが採られていた。Johann Bair, *op.cit.*(19), S. 113ff.

(36) Richard Potz, *op.cit.*(6), S. 51f. 12 イマーム派及びザイド派は、シーア派諸派である。イバード派は、スンナ派でもシーア派でもなく、ハワリージュ派の流れをくむ。大塚ほか編 前掲注 (17), p.149.

(37) 宗教的中立の国家原則に拠る。

(38) Kundmachung des Bundeskanzlers vom 11. März 1998 über die Aufhebung einiger Worte im Art. I sowie in den §§ 5 und 6 des Islamgesetzes durch den Verfassungsgerichtshof (BGBl. Nr. 164/1988)。

(39) IGGiÖ は、表向きには、イスラム教の全ての信徒を代表することになっているが、実際には、IGGiÖ に代表されていないと感じている宗派がある（12 イマーム派等）。オーストリアのイスラム教徒の大半はスンナ派であり、シーア派が 5-15%、アレヴィー派が 20-30% と推測されている。IGGiÖ に実際に会費を支払い、選挙権を有する者も限られている。Thomas Schmidinger, „Islam in Österreich – zwischen Repräsentation und Integration,“ *Österreichisches Jahrbuch für Politik 2007*, Wien: Böhlau, 2008, S. 235ff. (http://homepage.univie.ac.at/thomas.schmidinger/php/texte/pol_islam_pol_jahrbuch.pdf) を参照。

(40) アレヴィー派は、主としてトルコに見られる。オスマン帝国では、スンナ派ハナフィー法学派がアレヴィー派を異端とし、迫害した。『世界宗教百科事典』丸善出版, 2012, pp.188-189. アレヴィー派は、現在のトルコの宗務庁からも宗派として認められておらず、アレヴィー派の礼拝場ジェムも、宗務庁により単なる「文化実践の集会所」として認識され、公的に認可されていない。鈴木 前掲注 (27), p.84.

(41) Richard Potz, *op.cit.*(6), S. 52f.

(42) Susanne Heine et al., *Muslimen in Österreich: Geschichte, Lebenswelt, Religion; Grundlagen für den Dialog*, Innsbruck [u.a.]: Tyrolia-Verlag, 2012, S.19. S. 93.

(43) Verordnung der Bundesministerin für Unterricht, Kunst und Kultur betreffend die Anerkennung der Anhänger der Islamischen Alevitischen Glaubensgemeinschaft als Religionsgesellschaft (BGBl. II Nr. 133/2013). IAGÖ の会員は、2013 年の認可時にオーストリアの人口の 2%（1 万 7 千人）を超えていたとされている。„Aleviten vor Anerkennung als Religionsgesellschaft,“ 2013.4.9 オーストリア国営放送（ORF）ウェブサイト (<http://religion.orf.at/stories/2579208/>) を参照。

51万6千人)であり⁽⁴⁴⁾、このうちの半数はオーストリア国籍を有している。イスラム教徒との対話の場を設け、相互の偏見を減らし、オーストリア人かつイスラム教徒というアイデンティティーの形成を促進することを目的として、2012年に「イスラム対話フォーラム(Dialogforum Islam)」が設置された⁽⁴⁵⁾。

イスラム対話フォーラムには、①オーストリアにおけるイマーム(導師)の養成、②統合とアイデンティティー、③価値観と社会の問題、④イスラム主義⁽⁴⁶⁾と反イスラム感情、⑤両性の役割、⑥国家とイスラム教、⑦イスラム教とメディアの7つのテーマについて作業部会が設けられた。

1912年法の改正については、⑥国家とイスラム教の作業部会で扱われた。1912年法を現代に適合させ、イスラム教の様々な宗派に対して中立的な立場を維持するというコンセプトで改正が検討された。特に、イマームの養成、このためのウィーン大学神学部におけるイスラム教専攻課程の設置、墓地、祭日等に関する規定を定めること等が確認された。

2 概要

その後、念入りな調整作業を経て制定されたのが、2015年法である。法案の提案理由書においては、2015年法の制定は、昨今のイスラム・テログループによる治安の悪化を契機とするものではなく、イスラム教徒の宗教活動に法的安全性を与え、イスラム教徒を対等な市民とするものだと説明されている⁽⁴⁷⁾。

2015年法の正式名称は「イスラム系宗教団体の対外的な法律関係を定める連邦法」といい、その構成は、次のとおりである。

第1章	法的地位(第1条~第5条)
第2章	組織及び任務(第6条~第8条)
第3章	「オーストリアイスラム信仰共同体」の権利及び義務(第9条~第15条)
第4章	「オーストリアイスラムアレヴィー派信仰共同体」の権利及び義務(第16条~第22条)
第5章	宗教団体と国家との協力(第23条~第30条)
第6章	雑則(第31条~第33条)

以下に、2015年法の主要な規定の概要を紹介する。なお、法律中の「教区」及びその「会員(Mitglieder)」という語は、キリスト教の用語である。イスラム教には教区が存在せず、イスラム教の信徒も特定の教区に所属しないため、これらの語は本来のイスラム教には馴染まない。しかし、2015年法も、1912年法と同じように、イスラム教をキリスト教に倣って管理することを念頭に置いているため、本稿では、「教区」、「会員」と訳出した。

(44) Susanne Heine et al., *op.cit.*(42), S. 19f.

(45) 連邦政府は、2010年に「統合に関する国家行動計画(Nationaler Aktionsplan für Integration)」を決定した。これを実施するため連邦欧州統合外務省の諮問機関として、統合専門家委員会(Expertenrat für Integration)が設置されている。統合専門家委員会は、国家行動計画を実施するための20の措置を策定し、その1つがイスラム対話フォーラムの設置であった。同フォーラムは、クルツ(Sebastian Kurz)統合担当政務次官とサナチ(Fuat Sanaç)IGGiÖ会長により始められ、2012年2月から11月までの間に50回の会合が持たれた。Bundesministerium für Inneres, *Dialog Forum Islam: Bericht*, Wien, [2013.] <http://www.bmeia.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Integration/Publikationen/DFI_Bericht_Web.pdf>を参照。

(46) ここでのイスラム主義(Islamismus)は、社会を自身のイスラム教の解釈に従って変革しようとする目的を有する考え方を指す。作業部会は、「イスラム主義」という語は、「政治的目的のための宗教の乱用」や「暴力」などを連想させるため、この語を包括的に使用すべきでないとしている。*ibid.*, S. 25f.

(47) 446 der Beilagen XXV. GP – Regierungsvorlage – Erläuterungen, S. 1.

(1) イスラム系宗教団体の法的地位（第1章）

イスラム系宗教団体は、公法上の団体である（第1条）。

イスラム系宗教団体は、永続的な存続基盤と経済的自立性を具備していなければならない（第4条第1項）。イスラム系宗教団体は、宗教団体内部の規定や教義よりも、国家規範を優先しなければならない（第2条第2項）、社会及び国家に対して肯定的な基本的態度を有さなければならない（第4条第3項）。教義の適用に際しては、民主主義社会における公の安全、秩序、衛生及び道徳並びに他者の権利及び自由が保護されなければならない（第5条第1項）。

(2) イスラム系宗教団体の規則及び資金調達（第2章）

イスラム系宗教団体は、規則において内部事項を定めるが、公用語（ドイツ語）で必要事項を記載する必要がある。その際、主要な啓典（コーラン）等の教義も、ドイツ語に翻訳しなければならない（第6条第1項）⁽⁴⁸⁾。イスラム系宗教団体は、規則及びその変更、当該宗教団体の施設並びにその代表者等を連邦首相⁽⁴⁹⁾に報告しなければならない（第7条）。

また、通常の活動のための資金は、国内の宗教団体、教区又は会員から調達しなければならない（第6条第2項）⁽⁵⁰⁾。これは、外国からの資金調達を禁止する規定であり、他の宗教団体のための特別法にはなく、2015年法にのみ定められている。

(3) イスラム系宗教団体の権利（第3章及び第4章）

2015年法の制定時には、イスラム系宗教団体として IGGiÖ 及び IAGÖ⁽⁵¹⁾ の2団体が認可されており、第3章では IGGiÖ の、第4章では IAGÖ の権利及び義務が定められた。両団体に対するそれぞれの規定は、祭日等の若干の規定を除いて同一である。これらの規定は、主に従前の実践を法律上明文化したものである。

・特定の施設における宗教的なケアの権利・青少年育成

宗教団体は、連邦軍、刑事施設及び公立の病院において、その会員を宗教的にケア⁽⁵²⁾する権利を有する。宗教的なケアを行う者は、オーストリアで職業教育を受け、生活の中心がオーストリアにある者でなければならない。（第11条第1項～第3項、第18条第1項～第3項）

また、宗教団体とその会員は、伝統的な慣習に従って児童及び青少年を導き、宗教の戒律に従って育成する権利を有する（第11条第4項、第18条第4項）⁽⁵³⁾。

(48) コーランはアラビア語原典のみを指し、他言語への翻訳は解釈の一種とされている。大塚ほか編 前掲注(17), p.340.

(49) 2014年3月1日施行の連邦省庁法の改正(BGBl. I Nr. 11/2014)により、宗教に関する事項は、連邦首相府の管轄となった。これに伴い、連邦首相府に宗教局(Kultusamt)が設置された。

(50) 外国からの資金調達の禁止により、例えば、モスクや墓地の運営が厳しくなるとされている。1/SN-69/ME XXV. GP を参照。また、現在、オーストリアにいる約300名のイマームのうち、約60名が「オーストリアトルコ・イスラム文化社会援助連盟(ATIB)」を通じてトルコから派遣されているが、このようなこともできなくなる。„Islamgesetz im Nationalrat beschlossen,“ 25.2.2015. Kleine Zeitung ウェブサイト <<http://www.kleinezeitung.at/s/politik/innenpolitik/4671553/Islamgesetz-im-Nationalrat-beschlossen?from=suche.intern.portal>> を参照。一回限りの寄付は、許される。op.cit.(47), S. 4.

(51) ほかに、シーア派団体 (Islamische-Schiitische Glaubensgemeinschaft in Österreich) と他のアレヴィー派団体 (Alt-Alevitische Glaubensgemeinschaft in Österreich) が宗教的な信仰告白共同体として登録されている。

(52) 「宗教的なケア」は、「魂への配慮 (Seelsorge)」ともいう。元来のイスラム教にはない制度で、キリスト教の影響を受け、ヨーロッパを中心に行われるようになった。Susanne Heine et al., op.cit.(42), S. 113. 刑務所等の刑事施設では、宗教的なケアとして、精神的な支援、倫理的な価値観の伝達、知識の伝達による啓蒙、共同生活の促進等が行われている。„Über Uns.“ Islamische Seelsorge ウェブサイト <<http://seelsorge.derislam.at/Gefaengnis/index-start.php?c=content&cssid=%DCber%20Uns&navid=11&par=0>> を参照。

(53) 「伝統的な慣習」には、ハナフィー派で法學上実施すべき慣行(スンナ)とされる男子割礼も含まれる。op.cit.(47), S. 6.

・食事

宗教団体は、肉製品等の食料品の製造を宗教団体内部の規定に従って手配する権利を有する。連邦軍、刑事施設、公立の病院及び公立の学校における食事の提供に際しては、宗教団体内部の食事規則が考慮されなければならない（第12条、第19条）⁽⁵⁴⁾。

・祭日

IGGiÖ及びIAGÖの祭日（断食明けの祭り等）及び礼拝時間は国家の保護を受け、その実施を妨げられることはない（第13条、第20条）。ただし、労働法上は祭日とならないとされている⁽⁵⁵⁾。

(4) イスラム系宗教団体と国家との協力（第5章）

連邦は、イスラム系宗教団体の宗教指導上の後継者を養成するために、ウィーン大学神学部に6人までの教員を配置しなければならない。神学上の中核領域を担当する教員には、2015年法に基づき認可された宗教団体の信者を任命しなければならない。（第24条）

官庁は、公の安全、秩序、衛生、国家の安全並びに他者の権利及び自由に直接的な危険を生じさせる宗教目的の集会及び行事を禁止することができる（第27条）。

イスラム系宗教団体の代表機関又は宗教奉仕者⁽⁵⁶⁾の選挙手続は、事後検証が可能となるように、規則において定めなければならない。有権者は、連邦首相に対して選挙に関する異議を申し立てることができる（第28条）。代表機関の任期を6月超過した場合には、官庁は、1月以上6月以内の選挙の実施を要請しなければならない。宗教団体がこの要請に従わず、かつ、裁判所において管理人（Kurator）の任命を申請しない場合には、連邦首相が管理人の任命を申請しなければならない（第29条）。

(5) 経過規定（第6章）

イスラム系宗教団体の規則及び教区の内規は、2015年12月31日までに、2015年法の規定に適合させなければならない（第31条第2項）。

IGGiÖ及びIAGÖと同じ教義の普及を目的とする団体で、その目的が2015年法の要件に適合されないものは、2016年3月1日までに解散しなければならない（第31条第3項）。

2015年法の施行時点で就任している宗教的な指導者で、他国から派遣されているものは、施行後1年までその職務を遂行することができる（第31条第4項）。

おわりに

2015年法案の検討段階では、少なからぬ規定に対してIGGiÖからの反対もあったが、最終的にその了解を得て同法は制定された。しかし、2015年1月13日の国民議会憲法委員会の公聴会においては、特に外国からの資金調達の禁止、国家規範の優先、コーランの翻

(54) 例えば、豚肉は禁止されており、豚以外の食用動物（牛、羊、鶏）は、屠殺の際に、「アッラーの御名においてアッラーは偉大なり」と唱えつつ、鋭利な刃物を用いて一気に頸動脈を切開したもののみ、法学上で合法的な食品となる。日本イスラム協会〔ほか〕監修『新イスラム事典』平凡社、2002、pp.285-286。このようなイスラム教のルールに従った食品及び食品提供又はその代替（昼食の持参等）を公的施設において保障することにより、例えば、親が安心して幼稚園や学校に子を通わせることができるようになる。これは、統合政策にとっての障害の除去である。また、動物保護法第32条第3項は、麻酔を施した屠殺が宗教的な掟に反する場合には、動物に対して不要な苦しみや不安を与えることなく屠殺しなければならないとして、このような屠殺方法を許容している。op.cit.(47), S. 8.

(55) op.cit.(47), S. 7. しかし、この規定は、労働休日法（Arbeitsruhegesetz）や労働協約の改定の基礎となりうると思われる。„Das neue Islamgesetz im Überblick.“ 2015.2.26. ORF ウェブサイト 〈<http://religion.orf.at/stories/2696523/>〉を参照。学校については、断食明けの祭りと犠牲祭に休むことができる制度が既にある。„Islamgesetz wird neu geschrieben.“ 21.3.2014. Kleine Zeitung ウェブサイト 〈<http://www.kleinezeitung.at/k/politik/4138221/Reform-in-Oesterreich-Islamgesetz-wird-neu-geschrieben?from=suche.intern.portal>〉を参照。

(56) イマーム（導師）等をいう。

訳に係る規定について、様々な学者や専門家からの批判があった。イスラム系宗教団体に対してのみ外国からの資金調達を禁止することは宗教団体の平等取扱いの原則に反するとの意見や、国家が教義を管理することは政教分離の原則に反するというものである。⁽⁵⁷⁾

また、IGGiÖ はスンナ派が主流を占め、実際にはオーストリアの全てのイスラム教徒を代表する宗教団体ではない⁽⁵⁸⁾。登録されている会員は、オーストリアのイスラム教徒 60 万人のうち 35 万人と報道されている⁽⁵⁹⁾。第 31 条第 3 項の「IGGiÖ 及び IAGÖ と同じ教義の普及を目的とする団体で、その目的が 2015 年法の要件に適合されないものは、2016 年 3 月 1 日までに解散しなければならない」という規定により、IGGiÖ に加盟していない団体が解散しなければならないのか否か明確ではない。オーストリアトルコ・イスラム文化社会援助連盟 (ATIB)⁽⁶⁰⁾ は、このような規定は他の宗派や宗教団体に関する法律には見られないこと、規定の意味が明確でないこと等を理由として、憲法裁判所に対して当該規定の違憲立法審査を申し立てた⁽⁶¹⁾。

2015 年法は「欧州型のイスラム教 (Islam europäischer Prägung)」を目指すものでもある⁽⁶²⁾。この言葉は、元来オーストリアイスラム青年協会 (Muslimische Jugend Österreich) が、イスラム教徒の市民としての社会参加という意味で、IGGiÖ は、欧州における国家と調和したイスラム教という意味で用いていた。国家の側は、この言葉を「イスラム教の管理強化」に置き換えたと評されている⁽⁶³⁾。異文化の共生には多くの困難が伴うが、この法制により社会にどのような変化が見られるか、今後の行方が注目される。

(わたなべ ふくこ)

(57) „Islamgesetz: Parlamentarische Beratungen starteten mit Hearing,“ *Parlamentskorrespondenz*, Nr. 12, 2015.1.13. 国民議会ウェブサイト〈http://www.parlament.gv.at/PAKT/PR/JAHR_2015/PK0012/〉を参照。

(58) 36/SN-69/ME XXV. GP を参照。

(59) „Islamgesetz-Beschluss am 25. Februar,“ 11.2.2015. *Kleine Zeitung* ウェブサイト〈<http://www.kleinezeitung.at/s/politik/innenpolitik/4660321/IslamgesetzBeschluss-am-25-Februar>〉を参照。ただし、IGGiÖ は正式な会員数を発表していない。IGGiÖ の会員数については、文献によりかなりのばらつきがある。

(60) ATIB については、注 (50) を参照。オーストリアの 60 のモスクが ATIB に加盟している。

(61) „Moscheenverein klagt gegen Islamgesetz,“ 29.7.2015. *Kleine Zeitung* ウェブサイト〈http://www.kleinezeitung.at/k/chronik/oesterreich/4786612/Verfassungsgerichtshof_Moscheenverein-klagt-gegen-Islamgesetz〉を参照。

(62) Monika Feldner-Zimmerman „Islamgesetz: Kurz will auch andere Länder überzeugen,“ 2015.2.24. ORF ウェブサイト〈<http://oe1.orf.at/artikel/400758/>〉を参照。

(63) „Islamgesetz: Generalverdacht,“ 2015.3.5. *Zeit Online* ウェブサイト〈<http://www.zeit.de/2015/10/islamgesetz-muslime-oesterreich-farid-hafez>〉を参照。

巻末表 認可された宗派及び宗教団体

	名称	根拠法令
キリスト教諸宗派	ローマ・カトリック教会 (注1)	オーストリアとローマ教皇との間の政教協約 (1934) (注2)
	古カトリック教会	古カトリックの宗教団体を認可する宗教授業大臣の命令 (1877) (注3)
	メソジスト教会	メソジスト信仰告白の信徒を宗教団体として認可する授業大臣の命令 (1951) (注4)
	モルモン教	末日聖徒イエスキリスト教会 (モルモン教) の信徒を宗教団体として認可する連邦授業大臣の命令 (1955) (注5)
	プロテスタント教会	プロテスタント教会の対外的な法律関係に関する連邦法 (1961) (注6)
	ギリシャ正教会	オーストリア・ギリシャ正教会の対外的な法律関係に関する連邦法 (1967) (注7)
	新使徒教会	「オーストリア新使徒教会」の信徒を宗教団体として認可する連邦授業芸術大臣の命令 (1975) (注8)
	オリエンタル正教会 (注9)	オーストリア・オリエンタル正教会の対外的な法律関係に関する連邦法 (2003) (注10)
	アルメニア使徒教会	オーストリア・アルメニア使徒教会の信者を宗教団体として認可する連邦授業芸術大臣の命令 (1972) (注11)
	シリア正教会	オーストリア・シリア正教会の信徒を宗教団体として認可する連邦授業芸術スポーツ大臣の命令 (1988) (注12)
	コプト正教会	(注9を参照)
	エホバの証人	エホバの証人の信徒を宗教団体として認可する連邦授業芸術文化大臣の命令 (2009) (注13)
自由教会	バプテスト連盟、福音派連盟、オリーブの木キリスト教会、自由キリスト教会、ペンテコステ派及びメノー派自由教会の信徒を宗派として認可する連邦授業芸術文化大臣の命令 (2013) (注14)	
外の宗教団体	ユダヤ教	ユダヤ系宗教団体の対外的な法律関係を定める法律 (1890) (注15)
	イスラム教	イスラム系宗教団体の対外的な法律関係を定める連邦法 (2015) (注16)
	仏教	仏教の信徒を宗教団体として認可する連邦授業芸術大臣の命令 (1982) (注17)

- (注1) ローマ・カトリック教会は「歴史的に認可された」ものとみなされており、その対外的な法律関係は、法律ではなく、政教協約 (Konkordat) において定められている。
- (注2) Konkordat zwischen dem Heiligen Stuhle und der Republik Österreich (BGBl. II, Nr.2/1934).
- (注3) Verordnung des Ministers für Cultus und Unterricht vom 18. Oktober 1877, womit die Anerkennung der altkatholischen Religionsgesellschaft ausgesprochen wird (RGBl. Nr.99/1877).
- (注4) Verordnung des Bundesministeriums für Unterricht vom 24. Februar 1951, betreffend die Anerkennung der Anhänger des Methodistischen Religionsbekenntnisses als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.74/1951 i.d.F. BGBl. II Nr.190/2004).
- (注5) Verordnung des Bundesministeriums für Unterricht vom 27. September 1955, betreffend die Anerkennung der Anhänger des Religionsbekenntnisses der „Kirche Jesu Christi der Heiligen der Letzten Tage“ (Mormonen) als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.229/1955).
- (注6) Bundesgesetz vom 6. Juli 1961 über äußere Rechtsverhältnisse der Evangelischen Kirche (BGBl. Nr.182/1961). この命令にいうプロテスタントは、アウグスブルク信仰告白及びヘルヴェチア信仰告白である。
- (注7) Bundesgesetz vom 23. Juni 1967 über äußere Rechtsverhältnisse der griechisch-orientalischen Kirche in Österreich (BGBl. Nr.229/1967).
- (注8) Verordnung des Bundesministers für Unterricht und Kunst vom 25. September 1975 betreffend die Anerkennung der Anhänger der „Neuapostolischen Kirche in Österreich“ als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.524/1975).
- (注9) オリエンタル正教会には、アルメニア使徒教会、シリア正教会、コプト正教会が含まれる。コプト正教会は、2003年のこの法律で初めて認可された。
- (注10) Bundesgesetz über äußere Rechtsverhältnisse der orientalisch-orthodoxen Kirchen in Österreich (BGBl. I Nr.20/2003).
- (注11) Verordnung des Bundesministers für Unterricht und Kunst vom 12. Dezember 1972 betreffend die Anerkennung der Anhänger der Armenisch-apostolischen Kirche in Österreich als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.5/1973).
- (注12) Verordnung des Bundesministers für Unterricht, Kunst und Sport vom 25. Feber 1988 betreffend die Anerkennung der Anhänger der Syrisch-Orthodoxen Kirche in Österreich als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.129/1988).

- (注13) Verordnung der Bundesministerin für Unterricht, Kunst und Kultur betreffend die Anerkennung der Anhänger von Jehovas Zeugen als Religionsgesellschaft (BGBl. II. Nr.139/2009).
- (注14) Verordnung der Bundesministerin für Unterricht, Kunst und Kultur betreffend die Anerkennung der Anhänger des Bundes der Baptistengemeinden, des Bundes Evangelikaler Gemeinden, der ELAIA Christengemeinden, der Freien Christengemeinde – Pfingstgemeinde und der Mennonitischen Freikirche in Österreich als Kirche (BGBl. II. Nr.250/2013).
- (注15) Gesetz vom 21. März 1890, betreffend die Regelung der äußeren Rechtsverhältnisse der israelitischen Religionsgesellschaft (RGBl. Nr.57/1890 i.d.F. BGBl. I Nr.48/2012).
- (注16) Bundesgesetz über die äußeren Rechtsverhältnisse islamischer Religionsgesellschaften (BGBl. I Nr.39/2015).
- (注17) Verordnung des Bundesministers für Unterricht und Kunst vom 13. Dezember 1982 betreffend die Anerkennung der Anhänger des Buddhismus als Religionsgesellschaft (BGBl. Nr.72/1983).
- * 表掲載の宗派及び宗教団体のうち、プロテスタント教会、ギリシャ正教会及びユダヤ教は、1781年及び1782年の寛容令により認可されており、その後新たに特別法が制定された。太字で示したものが特別法である。
 - ** 2001年の国勢調査までは、帰属宗教を問う項目があった。2001年時点では、オーストリアの全803,2926人中、カトリックが5,915,421人(73.6%)、プロテスタントが376,150人(4.7%)、イスラム教が338,988人(4.2%)、正教会(ギリシャ正教会及び古正教会)が179,472人(2.2%)、他のキリスト教諸宗派が69,227人(0.9%)、キリスト教以外の宗教団体(イスラム教及びユダヤ教を除く。)が19,750人(0.2%)、無宗教963,263人(12.0%)、無回答160,662人(2%)であった。オーストリア政府のポータル [HELP.gv.at](https://www.help.gv.at) のウェブサイトを参照。(<<https://www.help.gv.at/Portal.Node/hlpd/public/content/82/Seite.820018.html>>)
- (出典) 宗教庁のウェブサイト (<<https://www.bka.gv.at/site/4735/default.aspx>>) を参照して筆者作成。

イスラム系宗教団体の対外的な法律関係を定める連邦法(2015年イスラム法)

Bundesgesetz über die äußeren Rechtsverhältnisse islamischer Religionsgesellschaften – Islamgesetz 2015

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

【目次】

- 第1章 法的地位 (第1条～第5条)
- 第2章 組織及び任務 (第6条～第8条)
- 第3章 「オーストリアイスラム信仰共同体」の権利及び義務 (第9条～第15条)
- 第4章 「オーストリアイスラムアレヴィー派信仰共同体」の権利及び義務 (第16条～第22条)
- 第5章 宗教団体と国家との協力 (第23条～第30条)
- 第6章 雑則 (第31条～第33条)

第1章 法的地位

第1条 公法上の団体

オーストリアにおけるイスラム系宗教団体 [islamische Religionsgesellschaften] は、国民の一般的権利に関する国家基本法第15条にいう認可された宗教団体とする。オーストリアにおけるイスラム系宗教団体は、公法上の団体とする。

第2条 自立性

- (1) イスラム系宗教団体は、内部事項を自主的に定め、管理する。イスラム系宗教団体は、信仰の表明及び教義の自由を保障され、公開の場で宗教活動を行なう権利を有する。
- (2) イスラム系宗教団体は、他の法律に基づき認可された宗教団体と同様に、法律による保護を受ける。イスラム系宗教団体の教義、施設及び慣習も、法律の規定に反しない限り、同様の保護を受ける。宗教団体、教区 [Kultusgemeinden] 又は他の支部並びにその会員 [Mitglieder] は、個別に適用される国家の法令に別段の定めがない限り、一般的な国家規範の遵守義務に対して、宗教団体内部の規定又は教義を援用することはできない。

第3条 法人格の取得

- (1) イスラム系宗教団体は、申請に基づき、連邦首相の命令によりこの連邦法に規定する法人格を取得する。命令においては、第3章及び第4章の規定を当該宗教団体に適用する基準を定めなければならない。行政裁判所手続法第8条⁽¹⁾に規定する期限は、申請を補足する場合又は当事者から意見聴取を行う場合には、[補足]修正した申請書の送付

* この翻訳は、連邦首相府が運営する法令情報システム (Rechtsinformationssystem) の Bundesgesetz über die äußeren Rechtsverhältnisse islamischer Religionsgesellschaften – Islamgesetz 2015 (BGBl. I Nr. 39/2015) を訳出したものである。〈<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=20009124>〉以下、インターネット情報は、2015年8月31日現在のものである。訳文中 [] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。なお、法律中の「教区 (Kultusgemeinde)」及びその「会員 (Mitglieder)」の語は、キリスト教の用語である。イスラム教には教区が存在せず、イスラム教の信徒も特定の教区に所属しないため、これらの語は本来のイスラム教には馴染まない。しかし、2015年法は、イスラム教徒をキリスト教に倣って管理することを念頭に置いているため、本稿では、「教区」、「会員」と訳出した。

(1) 行政裁判所手続法第8条は、行政官庁の義務不履行確認の訴えは、行政官庁が当該事案を6月以内に決定しない場合に提起することができる旨を定めている。

又は当事者の意見聴取のための召喚の時点から補足した申請書若しくは意見の到着の時点まで又はこのために定められた期限が経過するまでの時間の分、延長される。

- (2) 連邦首相は、インターネット上の「宗教局 [Kultusamt]」⁽²⁾ のウェブページにおいて、第 1 項に規定する申請書の到着を受け付けることができるようにしなければならない。
- (3) 法人格の取得については、イスラム系宗教団体の名称及び対外的な代表権を有する機関の一般的な呼称を記載した決定が発せられなければならない。
- (4) 第 3 項に規定する法人格の取得をもって、当該宗教団体の宗教教義の普及を目的とする団体 [Vereine] は、解散しなければならない。
- (5) 当該宗教上の信仰の表明の支援を目的とする団体が解散した後、イスラム系宗教団体が新たに結成された場合には、税法上、同一の納税義務を負う者（法主体）が単に法的形態を変更し、継続して存続しているものとみなさなければならない。

第 4 条 法的地位の取得要件

- (1) イスラム系宗教団体は、この連邦法に規定する法人格の取得のために、永続的な存続基盤を保障し、かつ、経済的な自立性を具備していなければならない。永続的な存続基盤が保障されている場合とは、申請者が国家に登録された宗教上の信仰告白共同体 [religiöse Bekenntnisgemeinschaft] であり、かつ、直近の国勢調査を基準にしてオーストリアの人口の 2% 以上の会員を有する場合をいう。申請者は、これを証明しなければならない。
- (2) 収入及び財産は、宗教的な目標を有する公益及び慈善の目的等、宗教的な目的に限り使用することができる。
- (3) [イスラム系宗教団体は、] 社会及び国家に対して肯定的な基本的態度を有さなければならない。
- (4) [イスラム系宗教団体は、] 法律に基づき認可された既存の宗派及び宗教団体並びに他の宗教共同体との関係を違法にかく乱してはならない。

第 5 条 法人格の付与拒否及び取消し

- (1) 連邦首相は、次の各号に掲げる場合には、法人格の付与を拒否しなければならない。
 1. 教義及びその適用に鑑みて、民主主義社会における公の安全、秩序、衛生並びに道徳の保護のため並びに他者の権利及び自由の保護のために必要な場合。これは、特に、信仰の指導に際して、刑罰が科される行動が求められる場合、青少年の精神的な発達を阻害する場合、精神的な完全性を損なう場合及び精神療法を適用する場合である。
 2. 第 4 条に規定する要件を満たさない場合
 3. 規則 [Verfassung] が第 6 条に規定する要件を満たさない場合
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、連邦政府は宗教団体の認可を命令により、連邦首相は教区の法人格を決定により、取り消さなければならない。
 1. 第 4 条（会員数を除く。）又は第 8 条に規定する法的地位の取得要件の一を満たさなくなった場合
 2. 第 1 項に規定する拒否事由があり、これを除去するよう要請しても取り除かない場合
 3. 憲法違反又は法令違反の行動があり、これを止めるよう要請しても変わらない場合
 4. 認可に伴う義務を、要請しても履行しない場合

(2) 連邦首相府の下部組織である。

- (3) 法人格の認可を取り消す命令の公布後、3 平日以内に、宗教団体の名称及び最後に対外的な代表権を有した機関を記載した取消事由の確認決定を発し、当該機関に送達しなければならない。
- (4) 法的地位の拒否又は取消しは、インターネット上の「宗教局」のウェブページにおいて公表しなければならない。

第 2 章 組織及び任務

第 6 条 イスラム系宗教団体の規則

- (1) イスラム系宗教団体の内部事項を定める規則には、国家に対する効力を保障するために、次の各号に掲げる事項を公用語で記載しなければならない。
 1. 名称及び略称。これらは、当該宗教団体を明確に識別することができ、他の宗派若しくは宗教団体、団体、施設又は他の法的形態との混同がないものでなければならない。
 2. 宗教団体の所在地
 3. 会員資格の取得及び喪失
 4. 会員の権利及び義務
 5. 主要な啓典（コーラン）のテキストを含む教義。これは、法律に基づき認可された既存の宗教団体、信仰告白共同体又は宗教団体のものと異ならなければならない。
 6. 少なくとも教区を含む内部組織
 7. 宗教団体内部の既存の伝統全てに関する適切な記載
 8. 諸機関の任命、任期及び退任方法
 9. 宗教授業への協力方法及び宗教授業の監督
 10. 資金の調達、管理及び会計
 11. 宗教団体内部の争いの調停
 12. 規則の作成及び変更
- (2) 会員の宗教的な需要を満たす通常の活動のための資金は、国内の宗教団体、教区又は会員から調達しなければならない。

第 7 条 宗教団体の任務

宗教団体は、特に、次の各号に掲げる任務を行なう義務を有する。

1. 教区の管轄範囲を超える会員の利益の代表。これは、宗教団体の上部機関が行なう。
2. 宗教団体の規則及び教区の内規並びにその変更並びに諸機関の構成の変更の連邦首相への報告
3. 国家においても効力を有する法人格の取得のために、宗教団体内部の法に基づき法人格を有する施設、代表権を有する機関及び機関担当者並びにその変更の連邦首相への報告

第 8 条 教区

- (1) 教区はイスラム系宗教団体を構成する組織であり、同時に自立した公法上の法人である。教区は、その会員の宗教的な需要を満たし、そのために必要な施設を用意しなければならない。
- (2) 教区は、第 1 項に掲げる任務を遂行するために施設を設置し、運営し又は既存の施設を当該教区のような施設とすることができる。複数の教区の共同施設は、全ての関係者が了解し、宗教団体が同意した場合に限り設置することができる。

- (3) 教区は、その存続基盤及び経済的な自立性が保障されている場合、かつ、当該宗教団体がその設置に同意した場合に限り、設置することができる。
- (4) 全ての教区は内規を定めなければならない、内規においては、国家に対する効力を保障するために、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
 1. 教区の名称及び略称。これらは、当該宗教団体を明確に識別することができ、他の宗派若しくは宗教団体、団体、施設、教区又は他の法的形態との混同がないものでなければならない。
 2. 教区の所在地
 3. 会員資格の取得及び喪失の規則
 4. 会員の権利及び義務
 5. 内部組織に関する規定、特に会員名簿に関するもの
 6. 諸機関の任命、任期及び退任に関する規定
 7. 資金の調達、管理及び会計に関する規定
 8. 教区内部の争いの調停に関する規定
 9. 内規の制定及び改正に関する規定
- (5) 教区を解散する場合には、最後に活動した機関が、当該宗教団体の了解を得て、財産について決定しなければならない。

第3章 「オーストリアイスラム信仰共同体」の権利及び義務

第9条 名称権及び宗教的な呼称の保護

- (1) 宗教団体は、第6条第1項第1号に規定する要件を遵守して名称を選ぶ権利を有する。
- (2) 宗教団体及び教区の名称並びにそれらから派生する概念は、当該宗教団体又は教区が同意した場合に限り使用することができる。
- (3) 宗教団体、教区又はオーストリア国外にある類似の制度の個別の施設との法的な結びつきを第三者に対して想起させる呼称は、当該宗教団体が同意した場合に限り使用することができる。
- (4) 前3項の規定に対する違反があった場合において、刑法の規定を適用することができないときには、宗教団体及び名称権を侵害された教区は、連邦首相に対して、違法な状態を終了させるための手続の開始を申請することができる。申請については、4週間以内に決定しなければならない。

第10条 鑑定権

- (1) 宗教団体は、連邦、州及び地方自治体の立法機関及び行政機関に対して、法律に基づき認可された宗派及び宗教団体に関する事項について、鑑定書、意見、報告書及び提案を提出する権利を有する。
- (2) 宗教団体の対外的な法律関係に関する法律案は[議会への]提出前に、命令は制定前に、宗教団体に送付して、適切な期限内に意見を求めなければならない。

第11条 特定の施設における宗教的なケアの権利及び青少年育成

- (1) 宗教団体は、次の各号に掲げる会員を宗教的な観点からケアする権利を有する。
 1. 連邦軍に所属する者
 2. 行刑施設又は未決拘禁施設に入所する者
 3. 公立の病院、診療施設、療養施設又は類似の施設に入所する者

- (2) 第1項に規定するケアは、オーストリアで職業教育を受け、かつ、生活の中心がオーストリアにあることにより、専門的及び個人的な適性を有する者のみがこれを行う。ケアを行う者は、全ての信仰上の関係については宗教団体に服し、他の全ての事項については当該施設の指揮監督に服する。専門的な適性には、第24条に規定する大学教育の修了又は同等の資格が要求される。個人的な適性には、3年以上の関連する職業経験及び高校卒業程度のドイツ語の知識を必要とする。さらに、宗教団体による委任が必要である。
- (3) 第1項第1号に規定するケアのために必要な物件費及び人件費は、連邦が負担する。
- (4) 宗教団体及びその会員は、児童及び青少年を、全ての伝統的な慣習に従って導き、宗教の戒律に従って育成する権利を有する。

第12条 食事

- (1) 宗教団体は、オーストリアにおいて、肉製品及び他の食料品の製造を宗教団体内部の規定に従って手配する権利を有する。
- (2) 連邦軍、刑事施設、公立の病院、診療施設、療養施設又は類似の施設並びに公立の学校においては、宗教団体の会員に食事を供する際、宗教団体内部の食事規則を考慮しなければならない。

第13条 祭日

- (1) 祭日及び金曜礼拝の時間は、国家の保護を受ける。その日付は、イスラム暦⁽³⁾に基づく。[祭日の]1日は日没から翌日の日没までとする。礼拝の時間は、金曜日の12時から14時までとする。
- (2) 祭日は、次の各号に掲げるものとする。
- a) 断食明けの祭り（3日間）⁽⁴⁾
 - b) 巡礼時の犠牲祭（4日間）⁽⁵⁾
 - c) アーシューラー（1日）⁽⁶⁾
- (3) 第2項に掲げる日及び金曜礼拝の時間には、礼拝所 [Kultstätte] 及び他の教区の礼拝のための空間及び建物の近辺において、行事を妨害するおそれがあり、騒音を伴う全ての行為並びに公の集会、行進及びデモであって、回避可能なものは、禁じられる。

第14条 指導者の解任

宗教団体及び教区は、宗教上の指導者 [Funktionsträger] を含む指導者が、国内の裁判所により1又は複数の故意の犯行を理由として1年以上の自由刑の確定判決を受けた場合又はその態度が公の安全、秩序、衛生及び道徳又は他の者の権利及び自由を継続的に危うくする場合には、この者を解任しなければならない。

第15条 墓地

- (1) 墓地及びその区画は、長期的なものとする。墓地を更地にすること又は閉鎖すること並びに個々の墓の撤去は許されない。宗教団体の上部機関の同意がある場合には、この

(3) イスラム暦は太陰暦で、新月から次の新月までを1月（29日又は30日）とする。そのため、1年は354日又は355日となる。大塚和夫[ほか]編『岩波イスラム辞典』岩波書店, 2002, p.809.

(4) 断食は、イスラム暦の9月（ラマダーン月）の新月から翌月の新月まで行なわれる。この期間は、日の出の約2時間前から日没までの間飲食が許されない。同上, pp.267-268.

(5) イスラム暦の12月（ズー・アルヒッジャ月）にメッカ巡礼がある。その月の10日～13日に、巡礼者は動物を犠牲に供する。これに合わせて、巡礼に参加していない信徒も各家庭で動物を犠牲に供する犠牲祭を行う。同上, p.762.

(6) アーシューラーは主にシーア派の祭日（イスラム暦1月10日）で、3代目イマームのフサインの殉教を哀悼する。同上, pp.14-15. スンナ派においては、自発的な断食の日とされている。

限りでない。

- (2) 墓地及びその区画における埋葬は、宗教団体の上部機関が同意した場合に限り、これを行うことができる。

第4章 「オーストリアイスラムアレヴィー派信仰共同体」の権利及び義務

第16条 名称権及び宗教的呼称の保護

- (1) 宗教団体は、第6条第1項第1号に規定する要件を遵守して名称を選ぶ権利を有する。
- (2) 宗教団体及び教区の名称並びにそれらから派生する概念は、当該宗教団体又は教区が同意した場合に限り使用することができる。
- (3) 宗教団体、教区又はオーストリア国外にある類似の制度の個別の施設との法的な結びつきを第三者に対して想起させる呼称は、当該宗教団体が同意した場合に限り使用することができる。
- (4) 前3項の規定に対する違反があった場合において、刑法の規定を適用することができないときには、宗教団体及び名称権を侵害された教区は、連邦首相に対して、違法な状態を終了させるための手続の開始を申請することができる。申請については、4週間以内に決定しなければならない。

第17条 鑑定権

- (1) 宗教団体は、連邦、州及び地方自治体の立法機関及び行政機関に対して、法律に基づき認可された宗派及び宗教団体に関する事項について、鑑定書、意見、報告書及び提案を提出する権利を有する。
- (2) 宗教団体の対外的な法律関係に関する法律案は[議会への]提出前に、命令は制定前に、宗教団体に送付して、適切な期限内に意見を求めなければならない。

第18条 特定の施設における宗教的なケアの権利及び青少年育成

- (1) 宗教団体は、次の各号に掲げる会員を宗教的な観点からケアする権利を有する。
1. 連邦軍に所属する者
 2. 行刑施設又は未決拘禁施設に入所する者
 3. 公立の病院、診療施設、療養施設又は類似の施設に入所する者
- (2) 第1項に規定するケアは、オーストリアで職業教育を受け、かつ、生活の中心がオーストリアにあることにより、専門的及び個人的な適性を有する者、特にデデ、ババ、アナ⁽⁷⁾のみがこれを行う。ケアを行う者は、全ての信仰上の関係については宗教団体に服し、他の全ての事項については当該施設の指揮監督に服する。専門的な適性には、第24条に規定する大学教育の修了又は同等の資格が要求される。個人的な適性には、3年以上の関連する職業経験及び高校卒業程度のドイツ語の知識を必要とする。さらに、宗教団体による委任が必要である。
- (3) 第1項第1号に規定するケアのために必要な物件費及び人件費は、連邦が負担する。
- (4) 宗教団体及びその会員は、児童及び青少年を、全ての伝統的な慣習に従って導き、宗教の戒律に従って育成する権利を有する。

(7) 「デデ」及び「ババ」は長老、「アナ」は長老の配偶者。„Krzdefinition.“ Föderation der Aleviten in Österreich ウェブサイト〈<http://www.aleviten.or.at/menuleft/alevitentum/glaubenslehre.html>〉を参照。

第19条 食事

- (1) 宗教団体は、オーストリアにおいて、肉製品及び他の食料品の製造を宗教団体内部の規定に従って手配する権利を有する。
- (2) 連邦軍、刑事施設、公立の病院、診療施設、療養施設又は類似の施設並びに公立の学校においては、宗教団体の会員に食事を供する際、宗教団体内部の食事規則を考慮しなければならない。

第20条 祭日

- (1) 祭日及び礼拝（木曜日のジェム儀礼⁽⁸⁾及びロクマの日⁽⁹⁾）は、国家の保護を受ける。祭日の日付は、イスラム暦に基づく。1日は日没から翌日の日没までとする。
- (2) 祭日は、次の各号に掲げるものとする。
 - a) 聖者フズルを追憶する断食の日及び祭りの日（3日間）⁽¹⁰⁾
 - b) 聖者アリーの誕生日（1日）⁽¹¹⁾
 - c) ムハンマドの後継者としてアリーが指名された記念日（1日）⁽¹²⁾
 - d) 犠牲祭（4日間）
 - e) アーシューラー（1日）⁽¹³⁾
- (3) 第2項に掲げる日及び礼拝の時間には、礼拝所及び他の教区の礼拝のための空間及び建物の近辺において、行事を妨害するおそれがあり、騒音を伴う全ての行為並びに公の集会、行進及びデモであって、回避可能なものは、禁じられる。

第21条 指導者の解任

宗教団体及び教区は、宗教上の指導者を含む指導者が、国内の裁判所により1又は複数の故意の犯行を理由として1年以上の自由刑の確定判決を受けた場合又はその態度が公の安全、秩序、衛生及び道徳又は他の者の権利及び自由を継続的に危うくする場合には、この者を解任しなければならない。

第22条 墓地

- (1) 墓地及びその区画は、長期的なものとする。墓地を更地にすること又は閉鎖すること並びに個々の墓の撤去は許されない。宗教団体の上部機関の同意がある場合には、この限りでない。
- (2) 墓地及びその区画における埋葬は、宗教団体の上部機関が同意した場合に限り、これを行うことができる。

(8) ジェム (Cem) とは、アレヴィーの信仰を最もよく表す儀礼であり、デデを中心として議論が行なわれる。米山知子「世界のくらしと文化 トルコ (2) トルコにおける「マイノリティ」—アレヴィーを中心に—」『人権と部落問題』63(10), 2011.9, pp.57-62を参照。アレヴィー派はモスクで礼拝を行わず、ジェム（礼拝場）に集う。鈴木慶孝「現代トルコの世俗主義と国家的アイデンティティに関する一考察—宗務庁組織の機能的役割の検討から—」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学・心理学・教育学：人間と社会の探究』77号, 2014, p.83.

(9) ロクマとは無料で配られる食事で、イスラム五行の1つ「喜捨」を意識したものである。米山知子「世界のくらしと文化 トルコ (3) 都市におけるアレヴィーの活動」『人権と部落問題』63(12), 2011.10, pp.56を参照。

(10) フズル (ヒドル) はイスラム教の民間伝承に登場する伝説的人物で、生命や不死にかかわる聖者として信仰されている。アレヴィー派では、イスラム暦2月第2週の火曜日から3日間断食が行われ、最終日の夜には住居を浄め、特別な食事をする。„Schulferienetermine 2014/2015.“ Islamische Alevitische Glaubensgemeinschaft in Österreich ウェブサイト (<http://www.aleviten.at/de/?p=848>) を参照。

(11) 3月21日。アレヴィー派はアリー（預言者ムハンマドのいとこで、スンナ派では4代目のカリフとみなされる人物）を信奉する。米山知子 前掲注(8), pp.58-59を参照。

(12) イスラム暦12月18日。

(13) アレヴィー派がアーシューラーを祝うのは、イスラム暦1月13日である。アレヴィー派においては、12日間の断食の後にアーシューラーという特別な料理を作り、家族や近所に配られる。op.cit.(10).

第5章 宗教団体と国家との協力

第23条 宗教団体内部の決定の法的効力

- (1) 宗教団体の規則、教区の内規並びにこれらに基づく手続規程、特に会費規程及び選挙規程並びにその変更が効力を有するためには、連邦首相の認証を必要とする。
- (2) 宗教団体は、規則及び内規に基づき対外的な代表権を有する機関及び宗教奉仕者 [Religionsdiener] について、その選挙又は任命後ただちに、連邦首相に対して通知しなければならない。
- (3) 第1項に規定する規定の変更及び代表権を有する機関の任命は、連邦首相がこれを確認した日から効力を有する。連邦首相は、インターネット上の「宗教局」のウェブページにおいてこれを公表しなければならない。
- (4) 宗教団体内部の法に基づき法人格とされた施設は、宗教団体の届出が連邦首相に到着し、連邦首相がこれを文書により確認した日に、国家において効力を有する公法上の法人格を取得する。届出には、当該法人の管轄範囲及び対外的な代表者を記載しなければならない。

第24条 神学部

- (1) 連邦は、2016年1月1日以降、神学の研究及び教授を目的として、かつ、イスラム系宗教団体の宗教指導上の後継者を学術的に養成するために、ウィーン大学神学部の体制を整えなければならない。このために、全部で6人までの教員を配置しなければならない。
- (2) この連邦法に定める各宗教団体のために、独自の専攻課程を設けなければならない。
- (3) 第1項に規定する教員には、大学法第108条第3項⁽¹⁴⁾に規定する大学被用者のための団体協約にいう大学教授、大学准教授、私講師及び任期付教員が就くものとする。
- (4) 第1項に規定する教員を任命する前に、候補者に関して当該宗教団体に連絡しなければならない。その際、神学上の中核領域 [を担当する教員] は、この連邦法に基づき認可された宗教団体を代表する信仰教義 (法学派、信仰思潮) の信者とするよう留意しなければならない。

第25条 届出義務及び登録義務

宗教団体及び共和国は、この連邦法が規定する事項に関わる出来事について、相互に報告する義務を負う。これは、特に、手続の開始及び終了、第14条及び第21条に掲げる者の拘禁並びに宗教団体又は教区における選挙に対する宗教団体内部の上訴について適用する。

第26条 守秘義務の保護

- (1) 宗教上の指導者を証人として尋問する場合には、別段の規定がある場合を除き、守秘義務の約束のもとに知りえたことについて質問してはならない。
- (2) 第1項の規定は、民事手続の情報提供者又は当事者として審問する場合にも適用する。

第27条 催物の禁止

官庁は、公の安全、秩序、衛生、国家の安全又は他者の権利及び自由に直接的な危険を生じさせる宗教目的の集会及び行事を禁止することができる。第三者の催物により生ずる危険は、禁止の事由とならない。

(14) 大学法第108条第3項は、各大学の事務局の代表者が構成する大学連盟は、使用者側として、大学被用者のための団体協約を締結する能力を有する旨を定めている。

第28条 選挙

- (1) 対外的な代表権を有する機関又は宗教奉仕者を選挙する場合には、選挙手続は、事後検証が可能であるように、規則、内規又は選挙規程において十分に定められていなければならない。
- (2) 対外的な代表権を有する機関又は宗教奉仕者を選挙する場合には、全ての有権者又は第1項に規定する選挙規定に基づいて選挙権を有する可能性がある者は、宗教団体内部の可能な手続を尽した後、連邦首相に対して選挙に関する異議を申し出る権利を有する。
- (3) 連邦首相は、当選者通知書の到着後14日以内に、宗教団体内部の上訴又は第2項に規定する異議の申出について報告があった場合には、選挙結果を確認した上で、当選者通知書の確認書を発行しなければならない。

第29条 管理人の任命

- (1) 宗教団体又は教区の対外的な代表権を有する機関がその任期を少なくとも6月超過した場合又は他の理由により行為能力を有さなくなった場合には、官庁は、1月以上6月以内に選挙を実施すること又は法令若しくは規則に従った他の方法で行為能力を回復することを当該宗教団体又は教区に対して要請しなければならない。
- (2) 教区又は宗教団体が当該要請に従わず、かつ、管轄の裁判所において管理人 [Kurator] の任命を申請しない場合には、連邦首相は、管轄の裁判所において管理人の任命を申請しなければならない。

第30条 官庁の決定の確実な実施

官庁は、この連邦法に基づく決定を確実に実施するために、通知により、法律、規則又は内規に違反する [宗教団体の] 決定を廃止し、適切な額の過料を科し、及び他の法律に定める手段を用いることができる。

第6章 雑則

第31条 既存の宗教団体、教区、規則及び内規

- (1) オーストリアイスラム信仰共同体 (BGBl. Nr.466/1988) 及びオーストリアイスラムアレヴィー派信仰共同体 (BGBl. II Nr.133/2013) 並びにそれらを構成する組織であって、既に独自の法人格を有するものの存続は、影響を受けない。これらの団体は、この連邦法第9条及び第16条に規定する宗教団体とする。第3条第1項に規定する命令であって、この連邦法の施行日をもってこの連邦法に基づく宗教団体としての存続を確定するものは、この連邦法の施行後14日以内に制定しなければならない⁽¹⁵⁾。
- (2) 規則、内規及び選任された機関は、引き続き効力を有する。これらは、2015年12月31日までにこの法律の規定に適合させなければならない。連邦首相は、2016年3月1日までに、規則及び内規の変更について決定しなければならない。
- (3) この連邦法に基づく宗教団体の教義の布教を目的とし、この連邦法の施行時に存在する団体は、当該団体の目的がこの法律の要件に適合しない場合には、2016年3月1日までに、連邦内務大臣の決定をもって解散しなければならない。

(15) Verordnung des Bundesministers für Kunst und Kultur, Verfassung und Medien betreffend die Feststellung des Bestandes der Islamischen Alevitischen Glaubensgemeinschaft als Religionsgesellschaft (BGBl. II Nr.75/2015); Verordnung des Bundesministers für Kunst und Kultur, Verfassung und Medien betreffend die Feststellung des Bestandes der Islamischen Glaubensgemeinschaft in Österreich als Religionsgesellschaft (BGBl. II Nr.76/2015).

- (4) この連邦法の施行時に就任している宗教上の指導者は、第6条第2項の規定にかかわらず、この連邦法の施行後1年まで当該職務を遂行することができる。

第32条 施行及び廃止

この法律は、連邦法律公報における公布の翌日に施行する。この連邦法の施行をもって、2014年連邦省庁法（BGBl. I Nr.11/2014）により最終改正された宗教団体としてのハナフィー派イスラム教信者の認可に関する法律（BGBl. 144/1988⁽¹⁶⁾）により最終改正されたRGBl. 159/1912）を廃止する。

第33条 法律の執行

この連邦法は、[他の]連邦大臣の所管に関する別段の規定がない限り、連邦首相が執行する。

（わたなべ ふくこ）

(16) 正しくは、BGBl. 164/1988。„Dokumentinformation: Islamgesetz 2015.” MANZ 出版社の法律情報データベースウェブサイト〈<https://rdb.manz.at/document/ris.n.NOR40169833>〉を参照。